

第3部 原子力事故への対応

放射性物質の取り扱いに関する指導・監督は、防災対策を含めて、内閣府、経済産業省、文部科学省等国の機関が中心となって対応することになっている。

しかし、第3部では、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、①放射性物質の運搬中の事故による災害、②広域的放射能汚染による災害等から区民の生命、身体及び財産を保護するため、区の役割を明確にするとともに、放射能災害対策全般に万全を期することを明らかにするものとする。

第1章 災害予防対策

・放射性物質による災害は、万が一発生すると、五感に感じることなく被害を受ける可能性があり、区民への影響は極めて大きいものになることが予想されるため、災害防止に万全を期すものとする。

・区内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域※に区の地域は含まれていない。

※原子力災害対策重点区域とは、国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域である。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知等が必要である。原子力災害対策指針においては、実用発電用原子炉（発電の用に供する原子炉）に係る原子炉施設については、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を定めており、また、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域についても定めている。

・したがって現時点で考えられることは、放射性物質の運搬のため、区内の道路を通行中の災害であり、その際の区民の安全及び災害に備えて、国、都及び関係機関、周辺自治体等との連携を深めるものとする。

・都及び区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第2章 災害応急対策

・放射性物質の運搬中の事故及び広域的な放射能汚染が発生し、又は発生の恐れがある場合における応急対策について、必要な事項を定める。

第1節 災害情報の収集

・区は防災関係機関と連携し、放射性物質に係る事故・災害等に関し、次の事項について積極的に情報を収集する。

- (1) 事故又は災害発生の時刻、場所
- (2) 事故又は災害の原因
- (3) 放射性物質の種類及び量
- (4) 事故又は災害の範囲及び程度

- (5) 汚染状況の調査
- (6) 気象情報（風向、風速）
- (7) その他必要と認める事項

第2節 災害対策本部の設置

- ・区は、広域的な放射能汚染が発生し、又は発生の恐れがある場合は、災害対策本部を設置する。
- ・関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施する。

第3節 区民への周知

・区は、放射性物質の運搬中の事故及び広域的な放射能汚染が発生し、又は発生の恐れがあることを知った場合は、直ちに報道機関の活用をはじめ、防災行政無線、車両による巡回広報、印刷物の配布、ホームページ、各種SNS、荒川区防災アプリ等を活用し、区民に周知する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特性に関すること。
- (3) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (4) 緊急時に区や都及び国等が講じる対策の内容に関すること。
- (5) 緊急時に住民が取るべき行動に関すること。

・防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他の要配慮者等によるニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、性別に関わらない多様な視点に十分に配慮するよう努める。

第4節 避難

- ・【震災編】第2部第9章の「避難者等対策」を準用する。
- ・なお、その際は国等の専門家等からの助言を得て、状況に応じて風向、風速、天候等に十分留意し、区民の生命、身体を守るために万全を期するものとする。

第3章 各機関の活動体制

各機関	内 容
国 の 省 庁 (内 閣 府) (経 済 産 業 省) (文 部 科 学 省) (その他 各 省 庁) (警 察 庁) (消 防 庁) (海 上 保 安 庁)	(1) 内閣府の対応 ア 原子力緊急非常事態の宣言 イ 原子力災害対策本部の設置 (2) 各省庁の対応 ア 事故情報の収集、整理分析 イ 関係省庁の講ずべき措置（事業者からの通報） ウ 係官及び専門家の現地派遣 エ 対外発表 オ その他必要な事項 (3) 派遣係官及び専門家の対応 ア 関係省庁は、事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。 イ 係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。 ウ 専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警 視 庁	事故の通報を受けた管轄警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて人命救助、交通規制等次のような必要な措置を実施する。 (1) 関係機関との連携 (2) 応急的警戒区域の設定 (3) 原子力事業者等と協力して、被災者の救出・救護 (4) 屋内退避、避難誘導 (5) 犯罪の予防等社会秩序の維持 (6) 緊急輸送のための交通規制 (7) 必要な広報活動
東 京 消 防 庁	(1) 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の措置をとるよう要請する。 ア 施設等の破壊による放射線源の露出・流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出・流出に伴う危険区域の設定等、人命の安全に関する応急措置 (2) 事故の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助救出等に関する必要な措置を実施する。 (3) 東京消防庁では、「特殊災害支援アドバイザー制度」を導入し、特殊な災害への対応を念頭に、平時からも専門家との連携を強化している。 (4) 輸送中の事故についても、上記対応を行う。

各機関	内 容
都（総務局）	事故の通報を受けた都（総務局）は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国との連絡を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難等必要な措置を実施する。
事業者等	事業者等（輸送業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い、適切な措置をとる。

※ その他

区は、被害状況に対応して、避難、応急医療救護等、必要な対策を実施する。対策の詳細は震災編を準用する。